

韓国濟州島の豚コレラ清浄地域認定について(概要)

I. 背景

- ・2004年4月 韓国のうち、豚コレラの発生がない濟州島からの生鮮豚肉について輸入再開
- ・2004年11月 濟州島における豚コレラ陽性事例の確認を受け、生鮮豚肉を輸入停止
- ・2007年10月～ 技術的協議を実施し、韓国政府による原因究明結果や防疫対策の進捗状況等について情報収集

II. 韓国濟州島における豚コレラの清浄性に関する情報

1. 濟州島に関する基礎情報

- ・面積 1,845km²。韓国本土から西南約 85km。
- ・行政機関として、濟州特別自治道（日本の都道府県に相当）畜政課がある。また、検査研究機関としては国立獣医科学検疫院濟州支院及び道の動物衛生試験所がある。
- ・養豚状況：飼養頭数 504,576頭 飼養戸数 326戸（2008年）

2. 濟州島における直近の豚コレラ発生状況及び対策

<初発生及び疫学調査>

- ・ 2004年11月、通常のサーベイランスの中で、豚コレラ抗体陽性豚（1農場、繁殖豚51頭）を確認。初発農場と疫学関連のある42農場において抗体陽性豚を確認。
- ・ うち、18農場30頭からウイルスが分離。2005年以降はウイルス分離検査陰性。
- ・ 豚から分離された豚コレラウイルスは、本土で利用している豚コレラワクチン株（LOM株）のみであることを確認。
- ・ 濟州島ではワクチンが違法に接種されていないこと、分離されたウイルスは野外株（ワクチン変異株）でないこと、抗体陽性農家で給与された飼料及び血粉飼料（濟州島及び本土）からLOM株が分離されていることなどを確認。
- ・疫学調査の一環として実施した実験の結果、
 - ① LOM株に汚染された飼料を経口摂取した豚からLOM株を分離（抗体も検出）。
 - ② 分離されたウイルスは病原性がなく、ウイルスは接種豚と同居していた豚に水平伝播しないことを確認（イギリス Veterinary Record, 2008年、p12-17：別添資料）。
- 原因を加熱処理が不十分な血粉飼料（本土のワクチン接種豚の血液由来飼料）と結論付け

<対策>

- 1) サーベイランス（①豚、②精液、③動物性たんぱくを含む飼料を検査）による感染源の摘発・淘汰（廃棄）
- 2) 疫学調査の結果、加熱処理が不十分な飼料が原因であることが判明したことから、血粉等動物性たんぱくを含む飼料の加熱（121度、15分）の義務付け。加熱しない動物性たんぱく飼料の濟州等への導入禁止（2007年7月）。
- 3) 繁殖豚の摘発・淘汰にも関わらず、抗体陽性繁殖豚が見つかったことから、追跡調査を実施したところ、抗体陽性農家からの豚の出荷や自家選抜（自らの農場の肥育豚等を繁殖用に転用すること）が行われていたことを確認。これを受けて、繁殖豚の導入元を豚コレラ清浄農場に制限、自らの農場内での、肥育豚の繁殖豚へ

の転用禁止（2008年6月）。

4) すべての陽性豚は2008年12月23日までに淘汰完了。

5) その他

- ・サーベイランスの見直し・強化
- ・豚コレラワクチン接種の禁止継続
- ・海外のみならず本土からの生きた豚、豚肉等の搬入禁止範囲の拡大
- ・移動制限 等

①豚の検査及び対応

- ・済州島内の養豚農家全てを監視下に置き、と畜場及び農場での無作為抽出により豚の検査を継続的に実施。
- ・2004年の発生以降、合計56戸の農場で陽性豚が確認。
- ・各種対策の実施後、陽性豚は、2008年6月18日の検査を最後に確認されていない。
- ・抗体陽性豚は全てウイルス検査を実施。2004年に30頭（18農場）からウイルスが分離されたが、2005年以降、延べ1,199農場、16,710頭について検査を実施したが、ウイルスは分離されなかった。

②精液の検査

- ・精液を生産する種豚場（8か所）及びAIセンター（1か所）を対象に、年4回、抗原検査（RT-PCR）を実施し、陽性豚は全て淘汰された。
- ・2007年下半期の陽性事例を最後に検査陽性精液は確認されていない。

③動物性たんぱくを含む飼料の検査

- ・本土で給与されるものも含め、加熱（121度、15分間）を義務付け（2007年7月施行）。
- ・全土の飼料製造施設を対象に、年4回、地方当局の検査官が工場に立ち入り、加熱基準の遵守状況等について検査実施。
- ・本土から済州島に搬入される飼料は、会社毎及び製品毎にサンプリングを行い、豚コレラウイルスの抗原検査（RT-PCR）を実施し、汚染されている場合には回収等実施。
- ・2007年上半期を最後に検査陽性飼料は確認されていない。

III. とりまとめ

済州島においては、2004年11月、加熱不十分な飼料を原因とする豚コレラ（ワクチン株：LOM株）の発生があったが、ワクチン非接種を基本方針とし、①感染源の摘発（豚、精液及び飼料のサーベイランス）、②原因究明（疫学調査）、③再発防止対策（飼料の加熱義務付け、豚コレラ陽性豚の淘汰、繁殖豚の導入制限等）を柱とした撲滅対策が実施されてきた。このサーベイランス方法や再発防止対策は、疫学調査の結果を踏まえ、系時的に見直し・強化がなされている。

上記の撲滅対策の結果、全ての抗体陽性豚は淘汰され、また、十分なサーベイランスの下で過去1年間豚コレラの新たな発生（抗体陽性含む）が確認されていないことから、現在、済州島は豚コレラについて清浄化を達成したと考えられる。（OIEコードにおける豚コレラ清浄地域の条件も満たしている。）

また、現在の侵入防止対策、早期摘発淘汰体制が維持されれば、その清浄性は確保できると考えられる。

さらに、適切など畜検査・輸出検査が行われることにより、豚コレラに汚染された豚肉等が日本に輸出される可能性は低いと考えられる。

以上のことから、済州島を豚コレラ清浄地域として認定し、豚肉等の輸入を認めて差し

支えないと考える。

<参考：OIEコード（抜粋）（2009年5月一部改正）>

第15.3.3条 豚コレラ清浄の国、地域又はコンパートメント

国、地域、又はコンパートメントは以下の場合に、豚コレラ清浄であるとみなされる。

第15.3.20条から第15.3.26条に沿ったサーベイランスが少なくとも12ヶ月間実施されており、かつ

- a) 過去12ヶ月間、飼育豚において豚コレラの発生がない
- b) 過去12ヶ月間、飼育豚において豚コレラウイルスの感染が確認されていない
- c) 過去12ヶ月間、飼育豚において豚コレラに対するワクチン接種が実施されていない
- d) 輸入された飼育豚は第15.3.5条もしくは第15.3.6条に記された条件を遵守している。